

長野市農業委員会 第6回総会議事録

- 1 日 時 令和5年7月31日（月）
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後4時17分
- 2 場 所 会議室203（第二庁舎10階）
- 3 出席委員

1 番 阿部 孝二	2 番 北村 守	3 番 駒村 保幸
4 番 青木 保	5 番 久保田清隆	6 番 野池 久
7 番 長谷部 孝	8 番 小池 知永	9 番 渡邊 美佐
10 番 小林 清男	11 番 清水 貢	12 番 鈴木啓佐利
13 番 奥山 雅茂	14 番 山本 忠宏	15 番 柰津 光博
16 番 北澤 万正	17 番 横山 幸季	19 番 曾根 信一
20 番 花見ひとみ	21 番 近藤 利章	22 番 宮崎 治夫
23 番 善財 良治	25 番 和田 修	
- 4 欠席委員
- 18 番 高木喜久夫 24 番 佐藤 隆
- 5 会議に出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 上田 哲夫	主 幹 熊井 孝夫	事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 笠井 英明	係 長 田中 秀樹	係 長 曾根 明美
係 長 駒村貴久美		

農業政策課

課長補佐 神田 峰雄	主 査 豊田 浩二	主 査 小林 桜子
主 事 相澤 巧基		

商工労働課

課長補佐 堀内 健司
- 6 議 事
 - (1) 農地法等に係る事項について

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第58号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第59号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画」の決定について

議案第60号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による「農用地利用集積等促進計画（機構配分）」の意見聴取について

議案第61号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による「農用地利用集積等促進計画（機構配分）」の決定について意見聴取について

議案第 62 号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第 63 号 非農地決定について
報告第 17 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 18 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 19 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出について
報告第 20 号 農振除外等に係る意見聴取（補足）について

「第 5 回長野市農業委員会総会 議案第 51 号農振除外案件 8 番」

(2) その他農業委員会業務に係る事項について

議案第 64 号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について
議案第 65 号 管外視察研修について
議案第 66 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の随時見直しについて

曾根会長代理 ご苦労さまです。今より 25 年前くらいに、私はグリーン長野で種もみの担当をしまして、その時の研修会の中で今も思い出に残る研修会がありまして、当時、これから温暖化が進むというような話が出まして、その時は大したことではないなということを感じていたのですが、その当時の記憶の中では 2030 年には長野市は宇都宮と温度的に一緒になる。それから白馬が長野市と同じ気候になるというような話がありました。そんなことないよなと自分では思っていました。近年の春先の気象の変化、それから夏の猛暑と続きますので、その話が現実的になってきたのかなというのが今の状況です。これからの農業の中で、地域計画も含めてですが、品目や品種の選定をしっかりとやっていかないとけないのではないかなということと、やはり標高の高い中山間地は捉え方を変えるとチャンスが来るのかなと。そんなことを感じております。

さて、第 6 回総会、大変ご苦労さまです。会長代理の曾根です。本日の司会進行を務めさせていただきます。はじめに農業委員会憲章の唱和を行います。お手元に農業委員会憲章をお配りしてありますのでご起立をお願いします。私が農業委員会憲章の第 1 行目の「長野市農業委員会は」まで申し上げますので、続いてご唱和をお願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございます。ご着席ください。ただ今から第 6 回総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は在任委員 25 名中 23 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号 24 番 佐藤隆委員、議席番号 18 番 高木喜久夫委員です。挨拶です

が、初めに青木会長よりお願いします。

青 木 会 長 あらためて、皆さんご苦労さまであります。長野市農業委員会の会長の青木保でございます。会う人ごとに交わす言葉は、暑い、この一言しかございません。私自身も今、今朝も桃の収穫を朝4時半から行ってきましたけども、早く採らないと、温度で落ちてしまうというようなことで、今、私自身も非常に緊張した畑の管理でございますけども、いずれにしても農作物そのものは生育が温度も高いけれども、長野市の場合、適当ないわゆる雨量があるということで、生育そのものは非常に順調だというふうに、特に地域振興局農村支援センターとか JA さんの技術員の方はそういうふうにおっしゃっております。いずれにしても暑さの中、何とか乗り切って豊作に結び付けていければいいのかなというふうに感じております。

さて、地域計画の関係でございますけども、実はこの1カ月の間に、県のほうの地域振興局がいわゆるこの計画事業に対する関係者の足並みをそろえるということで、シンポジウムを開催いたしました。北信の地域振興局、北信州それから長野と両方の関係者、行政、それから JA さん、土地改良。そして私ども農業委員会等々の関係者が全員集まりまして、あらためてこの地域計画に対する基本的な目的の確認と、それからそれぞれの行動についての具体的なアドバイス等々のお話し合いをさせていただきました。既に長野市の場合は、皆さんがたの各地区調査会で、いわゆる先行モデルの対象地域を選出いただきまして、対象地域の皆さまがたに、一歩先に地域の中にこの地域計画の風を吹き込んでいただくというような動きをすることで、確認をさせてもらっています。詳細については「農地のつぶやきⅡ」にも書きましたけれども、それぞれの地域で、これから2年間といいますけれども、実質的には1年間、来年の春までにはそれぞれの地域運営、めどを付けられるようなタイミングで動いていただければありがたいというのが私どもとしてのお願いでございます。

農協さんの傘下というのは、非常に一つ大きな目玉になると思います。で、実をいいますと、最近コロナ禍でここずっと、JA さんとの情報交換というのがほとんどなかったというのが実態です。ほとんどなかったという意味は、JA さんの幹部の皆さんがたとのいわゆる交換会、それから地域でもなかなか技術さんクラス等の意見交換ってなかったということで、私ども農業委員会と農協さんとの関係というのは、地域においては非常に大事な関係じゃないかなというふうに、常々、思っていますし、現実的にそうであるというふうに思っています。そこで私ども農業委員会としまして、早速、コロナについても一通り鎮静化のめどが付いたと

いうことで、7月4日にグリーン長野の組合長さん他、関係部長さん、それから7月24日にJAながのさん、宮澤組合長さん他、常務、それから営業部長さん等々と、私ども農業委員会はもちろんですけれども、長野市の農林部長、青木部長さんはじめ、各課長さん全員がおそろいになって、初めてのいわゆる情報交換という場を持たせていただきました。その中でも私どものほうから地域計画に取り組むので、ぜひJAさんとは二人三脚でそれぞれの地域のビジョンをこれから語る場としたいんで、協力をお願いしたいというお話をさせていただきました。

それぞれの組織、JAさんでは下部組織に、特に営農関係の技術員さんにはその旨を伝えますというお話を聞いておりますので、逆に言えば、皆さんのほうから積極的にJAの技術さん、それから営農相談員の皆さまがたのほうにお声を掛けていただきながら、この取り組みのスタートをしていただければいいんじゃないかなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

それからもう一つ、今日触れておきたいのは、令和5年度の農地利用状況調査でございます。既に先日の調査会でその実施の要項、それからタブレットの取り扱い等々についてご説明をさせていただきました。正直、タブレットの取り扱いについては、操作の面も含めて、必ずしも完璧ではないと思いますけども、今までペーパーでやっていた内容を、今回、タブレット導入ということで、新たな記録という面でも新しい取り組みになるんじゃないかなというふうに思っております。また、若干、去年に比べて、今年、特に不耕作農地の判定についても若干、変わっておりますので、それぞれこれから各現場において実施されると思いますけど、よろしく願いいたします。

何度か申し上げましたように、猛暑でございます。可能な限り暑さ対策を実施して、農地利用状況調査で畑の中で倒れたっていったら話になりませんので、自分の健康、それからご一緒にやっていただく推進委員さん、協力員さん等々のお体の状況なんかもご配慮いただきながら。今回は3カ月になっていますね。8月、9月、10月と3カ月間になっていますので、少し状況を見ながら進めていただければありがたいなというふうに思っています。

さて、今日の議題でございますけども、農地法、それから経基法が本日、予定をされております。限られた時間ではございますけれども、真摯なご討議をいただき、また冒頭は法人さんの農家創設もありますので、活発なご議論をお願いをし、私の開会の挨拶といたします。今日はよろしく願いします。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、上田事務局長より挨拶

とご報告申し上げます。

上田事務局長　こんにちは。事務局長の上田でございます。委員の皆さまにおかれましては、お忙しい中、第6回長野市農業委員会総会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私からは7月18日に開催をされました長野市農業振興審議会につきまして、お話をさせていただきます。本審議会におきまして、本市の事務局より、長野市農業振興アクションプランの状況について、また長野農業振興地域整備計画の総合見直しのスケジュール変更等につきまして、議案を提出させていただきました。また地域計画の進捗状況につきまして、本市の先行モデル地区を選定し、地元農業、農政に関係する人々を巻き込んだ話し合いの場を設置し、地域ごとの特徴、特性の即した協議を進めていく旨を報告をさせていただいたところでございます。

また農業委員会関係の質問につきましては、農地法の一部改正で下限面積要件が廃止されたことに伴います、10アール未満の所有権移転、利用権設定の案件がございました。担い手の多様化が求められる中、非農家が純粋に農業に挑戦することができますよう、農業委員会につきましても、農地法に基づく現場の審査をも継続的にその分が生かされて耕作をされているか、注視をして活動していくといったことが求められていると感じているところです。次に先ほど会長のお話にもございましたが、8月からは本市初のタブレット端末導入になります、農地利用状況調査が始まるといった形でございます。農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん、また農地流動化協力員の皆さまには、特にこの暑い中でございます。そういった体調面を十分に注意していただきまして、あらためてお力添えをいただきますようお願い申し上げます。本日ご審議いただきますのが、農地法関係議案及び報告が13件、その他、業務に関わる事項が3件でございます。よろしくお願いいたします。

曾根会長代理　ありがとうございます。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をしていただきます。会長は議事進行をお願いいたします。

議長　それでは規定によりまして議長を務めさせていただきます。暑い中ではございますけれども、できるだけ早く終わらせて、体を少しでも休めたいというふうに思っています。活発なご議論を期待しながら、効率良い進行にご協力よろしくお願い申し上げます。着座にて進行させていただきます。よろしくお願い申し上げます。それでは最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号12番、鈴木啓佐利委員、議席番号13番、奥山雅茂委員、両委員にお願いしま

す。よろしくお願いします。議事に入る前に確認をいたします。

農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定で、農業委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議案案件に関しまして、議案第 59 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、及び議案 52 号 非農地決定において、お手元に配布いたしました別紙 1 のとおり、関係委員が議事に参与できない案件がございます。その他、当事者または関係者となっている方がございましたらお申し出ください。別紙 1、皆さんがた、いいですかね。別紙 1 以外に事前に皆さんがた、確認して漏れがあるかどうか。特によろしいですか。

【該当なし】

議 長 それでは、確認をしていただいたということで、別紙 1 の内容で進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。次に議案の訂正等のご報告を、事務局よりお願いいたします。

熊 井 主 幹 事務局の熊井です。よろしくお願いいたします。初めに資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配りいたしました資料、また皆さまに事前にお届けをしまして、本日ご持参をいただいております資料につきましては、別紙総会資料一覧のとおりでございます。ご確認をお願いしたいと思います。続いて議案の訂正につきましてですが、初めに本冊の農地法等の議案第 55 号 農地法第 3 条について氏名の訂正がございました。内容は別紙の A 4 半紙の所に記載をさせていただいております。第 6 回総会農地法等議案、本冊訂正表と記載があるものを確認いただければと思います。本冊の 4 ページの番号 9 番、氏名欄の受人●●さん。●●の●の字が間違っておりましたので、訂正をさせていただきます。なお、農業経営地盤強化促進法等の議案につきましては、地区調査会での訂正以降に訂正がありましたことから、議案説明の際に確認のため一通り農業政策課のほうから説明をさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 本日、農家創設案件がございますので、最初に聞き取り調査を行います。事務局より議案及び審議の流れについてご説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 それでは農家創設と法人参入案件につきまして、ご説明をさせていただきます。以後、説明につきましては着座で失礼をいたします。本日は法人の農家創設案件がございますので、次第にはございませんが、法人の関係者から事前に意見聴取を行うものでご

ございます。別冊の 3、株式会社●●の営農計画になります。当法人につきましては、農地所有適格法人以外の法人、いわゆる一般法人として農業参入するものでございます。関係議案につきましては、別冊 1、議案第 59 号 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定についての 73 ページの 120 番、利用権設定関係の中間管理事業、賃貸借の案件でございます。それと、議案第 60 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の意見聴取について、117 ページから 119 ページの 6 番、1、農用地利用配分計画、そして議案第 61 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画（機構配分）の決定についての 122、123 ページの 3 番、1、農用地利用集積等促進計画（機構配分）となります。

既に地区調査会におきまして、出席して営農計画の説明をしていただいておりますが、法人の農業参入案件でございますので、本日の総会におきましても、営農計画の説明をお聞きするということでお越しをいただいております。ここで審議の流れにつきまして、ご説明をさせていただきます。まず、関係地区調査会長から調査結果等の報告をお願いいたします。その後、外で待機をされている法人の担当者が入室し、営農計画の説明をしていただきます。質疑応答後、法人関係者に退席をしていただいてから、通常の審議を行います。審議の流れにつきましては以上でございます。

議長 ただ今事務局から議案と審議の流れについて説明がありました。それではここの担当でございます、南部地区調査会長から株式会社●●の営農計画についての調査結果等、説明をお願いいたします。資料は営農計画、農業経営基盤強化促進法等議案、別冊 1、議案第 59 号 73 ページの 120 番、議案第 60 号 117 ページから 119 ページの 6 番、議案第 61 号 122、123 ページの 3 番、及び別冊 3 の営農計画等の関係資料になっております。それでは小林会長、事前審査の内容をお願いいたします。

小林地区調査会長 分かりました。過日の南部調査会におきまして、法人の農家創設、営農計画に基づきましてお話を伺ったということです。株式会社●●、ご本人にお越しいただきまして事業計画等につきまして、詳しく説明を受けました。別冊 3 に法人事業計画が載っておりますけども、営農計画について説明を受けまして、特に問題ないということで、調査会では判断いたしました。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは法人から聞き取りを行いま

す。株式会社●●の関係者の皆さまがたにご入室をお願いいたします。株式会社●●、●●様、ご苦勞さまでございます。

法人担当者 お願いします。

議長 私、長野市農業委員会の会長の青木でございます。暑い中、ご足勞いただきまして誠にありがとうございます。

法人担当者 すみません。ありがとうございます。

議長 本日、ここの農業委員会の場で、新しく立ち上げられました、●●さんの営農計画等々のご説明をこれからお聞きし、これからの審議の一助にしていきたいというふうに思っていますので、よろしくをお願いいたしたいと思います。それではまず自己紹介を聞いた後に、株式会社●●さんの営農計画等のご説明をよろしく願いいたします。どうぞ。

法人担当者 株式会社●●の代表を務めます、●●と申します。よろしくお願い致します。私たちの会社は、会社といっても夫婦で経営している小さな会社ですけども、もともと個人事業を3年ほどやっていて、それを法人化したというような形になります。もともとのもともとは、全然、農業とは違うことをしていて、医療の仕事をしてたりしてたんですけども、その中でその医療の仕事でそのまま老後の生活を迎えるというよりは、なんか違うことにチャレンジしたいなっていうふうに思ってたんですが、それで一回、仕事を辞めて、海外で4年ぐらい生活していて、最初に行ったニュージーランドでワインというものに出合いまして、いつしか僕らは自分たちもワインを造りたいっていうふうな思いを描いたのが一つのきっかけです。

とはいえ、われわれは全然、違うことをしていたので、いろいろな技術だったり、知識なり得ていかなければいけないということで、オーストラリアにあるワインぶどう園で1年ほど就労したり、ニュージーランドに●●大学という所がありまして、そこではぶどうの栽培やワインの醸造を学べるんですけども、そこで1年間学んで卒業して、個人事業主として就農したというような形になります。2020年に個人事業主としてスタートしまして、2ヘクタールの畑に2年間くらいかけて約6,000本のぶどうの木を植えまして、一昨年くらいから少しずつぶどうは採れていたんですけども、去年辺りには4トンくらいのぶどうも採れて、それを委託醸造のワインというような形で、現在、販売したりもしています。そういった経緯でワインぶどうが採れ始めてきたっていう点と、あとは長野市がワイン特区となり、ワイナリーを設立するのにハードルが下がったっていうところがありまして、法人化したんですけども。

法人化する経緯としては、個人で醸造免許を取ると、僕になん

かあったときに、今度、そのまま醸造免許が失効してしまったり
っていうことがあるそうなんです、法人だったら、そういった
リスクを回避できるっていうところで、ワインの販売免許を取る
タイミングで、今回、法人化してさまざまな農地などの権利など
も全部、法人へ移行していこうと思ったのが今回のきっかけで
す。現在、農業自体は4年目になっていて、ワイナリーといっ
てもさまざまな経営スタイルがあると思うんですが、われわれが
目指すワイナリーっていうところは本当に小さなワイナリーで、
野菜などを出荷しながら、ワインぶどうとしてワイナリーに販売
しながら経営していくっていうのがわれわれの経営の方針とな
っていて、現在、経営内容としましては、ワインぶどうをワイナ
リーに売るっていうのと、委託醸造でワインを造ってもらって、
それを販売する。そして、枝豆、野沢菜、ピーマンなどは農協に
出荷するというような形で経営しています。どうしてもワインに
関しては、採れてからも1年熟成しなければならなかったり、そ
の後、また1年間とかかけて販売しなきゃならなかったりって
いうところで、キャッシュフロー的にはあまり良くないビジネス
っていうところで、こういった複合的な経営のスタイルを取らせて
いただけてます。現在、今だと春は野沢菜種まきして、6月頃収
穫。で、同時に枝豆も種まきして、今、枝豆の収穫しているところ
で、これで9月くらいになってくれば、野沢菜の種まきをして、
また秋、野沢菜収穫すると。ピーマンは5月くらいに植え付けし
て、通年収穫していくっていうような形で、その合間合間を見な
がら、ワインぶどうの栽培をしているというような形になりま
す。というように、この経営内容に関しましては今の、今年
の経営内容について書かせておりますので、そちらをご参照い
ただければと思います。ざっとですが、そういったような形で経営
していく方針とさせております。

議長 ありがとうございます。細かい内容については南部地区調査
会の席上でもお話をされたと思いますので、違った観点から質問
したいというふうに思いますので、よろしくお願いします。まず
じゃあ、私のほうから、●●さん、3年ほど前に私も●●さんの
圃場にお邪魔させていただきました。

法人担当者 ありがとうございます。
議長 長 だいぶあれから2、3年たちますと、体格も変わってきました
ね。

法人担当者 そうです。だいぶ。
議長 長 農家用の農業用の体付きになってきたなと。

法人担当者 力仕事も多く。
議長 長 ようやく農業も本格的にっていう感じ、私、受けました。

法人担当者 ありがとうございます。

議長 昨年度の営農の経営的な状況ってどうだったんですか。

法人担当者 経営的には、主は野菜の収入っていうような形で、今、書かせていただいている金額の7割くらいは販売したかなっていうような感じの野菜ですね。ワインぶどうは4トンくらいしか採れてないので、2トン販売して70～80万円とかになって、自分たち用にワインを醸造してもらって、それが今、1,500本くらい販売する予定で、約500本は既に販売して、これから1,000本、赤ワインが出るので、それを販売していくというような形になります。

議長 当初、計画をしていたいわゆるものづくり、それから経営の経理的な内容含めて●●社長の思惑どおり、計画どおり進んでいってるっていう理解でよろしいでしょうか。

法人担当者 はい。幸い、いろいろ失敗とかもするんですけども、それなりの収入は、予想どおりの収入は得られながらこられたかなというふうに思いますので、今後、少しずつ規模を拡大していきたいというふうに思っております。

議長 長 あと私のほうからもう一点、●●という会社名のいわれをお聞かせいただきたい。

法人担当者 ●●というのは、言葉のとおりぶどうのやぶってことなんですけども、もともと青木会長がいらっしゃった畑で、多分、50年とか60年とか前だと思うんですけども、生食用のぶどうを栽培していた所があったみたいで、そこが昔、●●って言われてたっていうのが経緯で、その名前をいただいて、株式会社●●っていう名前にしました。ワイナリーとかだと何とかワイナリーとか何とかファームとかそういうのが多いんですけども、われわれもそんなに大きな規模のワイナリーを目指しているわけじゃないので、好きな名前を付けてやっていこうっていうような形で、そういった経緯で付けさせていただきました。

議長 長 信州新町、地元のいわゆるカラーを出そうという現れだというふうに理解してよろしいでしょうか。

法人担当者 そうですね。

議長 長 分かりました。ありがとうございました。それでは皆さんのほうからご質問等がございましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。曾根さん。

曾根会長代理 曾根っていいますが、2点ほどお願いします。1点目につきましては、ワイナリーの建設も含めた中での計画だと思いますが、目指す目標金額、大体ワインとして販売額どのくらいを目指すかっていったところの1点と、もう一点は、この資料の7ページの所に、全部事項証明書があるんですが、目的の中で(1)番、ワイ

ン等の酒類の製造販売から始まって、15 まであるんですが、この中には古物営業とか、旅行とかイベントってあるんですが、この中で三つ選べば、何と何と何を目指してるのか。

法人担当者 まず最初にワインの販売目標としましては、まず最初はワイン特区で 2,000 リッター以上、造らなければならないっていうところで、3,000 本の規模からスタートしようかなと思っていて、どうしても市販店とかに卸すと、1 本当たりの売り上げってなると、1 本当たり大体 2,000 円くらいになるので、まずは最初 600 万円の売り上げから目指していく。その足りない部分に関しては、野菜の売り上げだったり、ワインぶどうの原料としての売り上げなどで補っていくっていうのが最初の目標で、そこから 5 から 10 年くらいかけて、今、うちは 1 万本くらい生産できるくらいの面積を持っているので、最終的には 1 万本でいけば、2,000 万円とかっていうところが売り上げの目標になってくるかなというふうに思います。で、定款に関してはいろいろ書かせていただいた経緯としては、やっぱり定款の内容を変えると、またそれにいろいろお金が付随してしまうっていうところで、主は農産物の販売と加工です。

議長 よろしいですか。

曽根会長代理 はい。

議長 他はいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、私ども長野市農業委員会としても、●●さんの営農計画については十分、理解をさせていただきました。いずれにいたしましても長野市も●●さん同様、他の拠点でもいくつかワイナリー建設を含めてお話が出ております。友人ができるとともにライバルも出てくるということで、これから大変かと思いますが、ぜひ、特に信州新町の地域おこしという大きな命題を背負っていますので、初期の目標を達成するために、お体に気を付けてご夫婦仲良く頑張ってくださいと思います。今日はどうもありがとうございます。ご苦労さまでした。

法人担当者 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

議長 退席していただいて結構でございます。

法人担当者 ありがとうございます。失礼します。

議長 ただ今の法人の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法等の議案で、審議を行います。それでは議事に入ります。農地法等に関わる事項について審議を行います。議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

熊井主幹 議案第 55 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。本冊 1 ページをご覧くださいと

思います。番号1番から7ページの20番までの20件でございます。内容につきましては20件全てが所有権移転案件となります。1番、7番、8番、及び14番につきましては農家創設案件です。3番、4番、6番、9番、13番、15番、18番、19番、及び20番の9件につきましては10アール未満の案件となります。また4ページの10番と11番につきましては関連案件で交換によるものでございます。なお、その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっておりますけれども、農地法第3条第2項各号に掲げる、全ての農地等を効率的に利用して耕作を行うと認められない場合でありますとか、周辺農地との農業上の効率的、かつ、総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない条件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。以上、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いをいたします。初めに北部地区調査会長から1番から6番、よろしくお願いします。

善財地区調査会長 北部地区調査会の善財です。1番から6番の6件ですが、先ほど事務局からお話があったとおり、1番は農家創設案件でありまして、1,459㎡の取得でありますが見込みがあるということで、許可妥当という結論に達しました。それから2番目以降10アール未満の取得が3件ありまして、3番、それから4番、6番、それぞれ10アール未満の取得であります。これも含めて6件すべて許可妥当ということで調査会の決定となりました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から7番から9番お願いします。

北村地区調査会長 中部地区の北村でございます。7番、8番は農家創設であります。7番は中古住宅を買った際に、隣の農地を売ってもらえないかというお話があって、取得したというふうに聞いています。それから8番は、親から農地を所有権移転するということで農家創設ですが、調査会で本人から営農計画等についてお話を伺いましたが、いずれも初めての農業なんですけど、自家消費から始めて販売できるまで頑張っていきたいという意欲を確認いたしまして、また内容も堅実的なものということでありますので、問題なく許可要件に適合していると判断いたしました。9番は夫婦間の有償の所有権移転なんですけど、実質的に現状どおり耕作を続けるということでありますので、許可条件に適合ということで問題

ないというふうに考えました。以上であります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から 10 番から 17 番お願いします。

小林地区調査会長 南部地区の小林です。4 ページ、5 ページになります。10 番から 17 番まであります。いずれも所有権の移転ですけれども、許可条件に適合しているということで、調査会でも許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 それでは東部調査会長から 18 番から 20 番お願いします。

近藤地区調査会長 東部地区会長の近藤です。18 番ですが、親子による贈与の案件です。いったん譲渡人●●さんが相続されたということなんですが、実際の耕作等は困難、また他のお子さんへの相続等を踏まえて、お母さんと●●さんのほうに相続をされたというもので、現在、耕作も行われている状況です。19 番については本家、分家の関係で分家住宅として出られた●●さんなんですけども、これは以前から 20 年、30 年以上前から実際は所有されていたものを、農家でなかったということで所有権移転できなかった。それを今回、10 アール未満ということで、下限が撤廃されたという中で正式な手続きを行ったというものでございます。20 番についても以前に取得されていた中で今回、下限の撤廃によって正式に所有権を移転させたという内容で、こちらにも実際に耕作も行われていることで、いずれも許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第 55 号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認させていただきました。よって議案第 55 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして議案第 56 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 56 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。9 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番の 1 件でございます。1 番は農家住宅を建築する転用案件でございます。施設面積は 67.07 m²です。その他の内容につきましては、議案に記載のとおりとなっており、許可要件等に照らし、特に問題ないと判断いたしました。以上で説明を終わります。ご

審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それではこの案件につきまして、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。北部地区調査会長から1番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 当案件につきましては、令和元年10月の台風による水害で大被害を被った地域の近くにある土地でございます。このお宅、他にも土地をお持ちなのですが、できれば大町に住み続けたいということから、候補地4カ所の中で一番川から遠い所へ、地形的にも利便的にもいいという本申請地に農家住宅を建築したいというものでありまして、りんご畑の一部でありまして、隣接地もりんご園でありますけども、その辺の方の同意も得ているということで、転用による影響が少ないということから、許可妥当という結論に達しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに北部地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手を求めます。いますか。特によろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 意見がございませんので、採決に入ります。議案第56号について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第56については許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請についての議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明申し上げます。11ページをご覧くださいと思います。番号1番から13ページの11番までの11件でございます。1番及び2番につきましては、資材置場及び駐車場を設置する転用案件です。3番は資材置場及び駐車場を設置する一時転用案件で、令和5年8月20日から1カ月間としております。4番は駐車場及び住宅侵入路を設置する転用案件です。5番はドッグラン敷地を整備する転用案件です。6番は農家住宅を建築する転用案件です。7番は資材置場を設置する転用案件です。8番は砂利置場を設置する転用案件で、備考欄に農振除外と記載がありますとおり、令和5年5月15日付で、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものでございます。

9番は住宅敷地を拡張する転用案件です。10番は農家住宅を建築する転用案件です。11番は駐車場を設置する転用案件です。そ

の他の内容につきましては議案に記載のとおりになっていますけれども、許可要件等に照らし、特に問題ないと判断をいたしました。また、先月、総会で許可すべきものとして決定をいただき、県に進達をしておりました農地法第5条の10件の案件のうち、8件は許可済みとなっております。開発許可が必要な2件につきましては、まだ許可証は届いておりませんが、特に指摘がないことから近々、許可の見込みでございます。以上で説明終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見のご報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から1番及び2番お願いいたします。

善財地区調査会長 北部地区の善財です。1番につきましては、賃貸借による資材置場、駐車場の設置ということでありまして、既存の資材置場あるんですが、拡張の必要があるということから、あらためて転用申請をしたというものであります。それから2番、こちらも賃貸借による資材置場、駐車場の設置ということでありまして、現在、駐車場と会社の敷地がある、その隣接地に当たる所でありまして、それぞれ1番、2番、周辺の耕作に対する大きな支障はないということから、転用許可妥当という結論に達しました。以上です。

議 長 続きまして西部地区調査会長から3番、4番についてお願いいたします。

和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。まず3番につきましては一時転用事案でありまして、事業の内容は、近くにあります●●株式会社の電柱をなくすための工事の掘削工事のための転用であり、期間も1カ月間ということで、本地域に支障を及ぼすことはない認められますので、許可可能ということです。4番につきましては、現在、財産の整理を行うということで、ここにつきましては平成10年に侵入道路の工事を行った際に農地であることを失念して、今これを整理するということで顛末書も付いていますし、また既存施設の面積の2分の1以下ということもありまして、許可可能ということで、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から5番及び6番、よろしくお願い申し上げます。

北村地区調査会長 5番はドッグラン用地、6番が農家住宅の転用案件であります。5番のドッグランというのはちょっと珍しい案件でありますけど、現地を確認し調査会で審議しましたけれども、法的には問題ないというふうに判断いたしました。一番懸念される近隣対応でありますけれども、自治会長なり、近隣住民への説明を行って

いるということでありますので、そういうふう判断いたしました。6番でありますけども、これは親と農業をやるために、跡を継いでやるための農家住宅ということでありまして、事業計画等、現場を確認した結果、周辺農地の営農条件に支障がないという判断いたしまして、調査会では許可相当というふうにいたしました。以上であります。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から7番についてお願いいたします。

小林地区調査会長 7番につきまして、これは篠ノ井塩崎に資材置場の転用申請ということでございます。申請者は松本に本社をおきまして建設業を営んでおりまして、長野支店で使用する建設資材を置くために利用するものであります。南部地区調査会におきまして、許可相当とするものと判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から8番から11番お願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。8番ですが、砂利置場の設置ということで、千曲川の水害を抑制するために国交省のほうで千曲川の橋を掘り下げる、その砂利、土砂に増量要請があった中で既存の置き場では手狭になったということで、隣接の土地を置き場にして確保するというものです。隣接農地については、以前、所有者の以外の方による耕作が行われていましたが、現在は耕作から引退されて、休耕中というような農地であります。ここにこの農地も含めて砂利置き場として活用されたいということです。また盛土の高さについては、高さの制限を押さえるという中で対応しているということです。

それから9番については、先ほど3条での有権移権の案件もございましたが、農業住宅として宅地を取得された際に、その隣接に合わせて一部を取得されておりました。そんな中で宅地と地続きの部分を宅地造成地より、車庫あるいは庭の一部として、庭としてその農地の一部を利用していたというもので、今回、必要な手続きが取られていなかったという中で、現状に即した手続きを行っているものでございます。10番につきましては、農家創設をされた方なんですけど、地元に戻られて農業に取り組むという中で農家住宅を建設するものでございます。11番については、やはり以前から農地以外の使用がされていたわけですが、今回その手続きの必要性が発覚したという中で、あらためて現状どおりに正式な手続きを行うというものでございます。いずれも周辺の影響等、特に問題ないという中で、許可相当という判断をいたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の

事務局説明、並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議長 意見がないようでございます。採決に入ります。議案第 57 号について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員賛成を確認いたしました。よって議案第 57 号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第 58 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊井主幹 議案第 58 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明申し上げます。15 ページをご覧くださいと思います。相続した農地が高い評価額により相続税が課税されますと、農業を継続したくても、その税金を払うために売却をせざるを得ないという問題が生じるため、相続した農地で引き続き農業していく場合は、一定の要件の下、相続税の全部、または一部の納税が猶予される制度でございます。この制度を利用して税務署に申告をするためには、農業委員会が発行する適格者である旨の証明が必要となります。特例を受けるための主な条件といたしまして、相続人は引き続き農業経営を行うと認められる方であることとでございます。今月の 1 件につきまして、適格者であるかご決定をいただくものでございます。相続人は長野市大字南堀●●、●●さんでございます。申請地は同じく大字南堀●●、適用農地と面積につきましては 5,752 m²で、その他の内容につきましては記載のとおりとなっております。以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長 長 ただ今、事務局より説明がありました。それでは北部地区調査会長から番号 1 番について補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

善財地区調査会長 本件につきましては、事務局の説明のとおりでありまして、補足説明をしますと、右端のほうに被相続人、所有面積という欄がありまして、7,922.64 m²のうち、特例適用を受けたいとする農地が記載のと通りの 5,752 m²ということでありまして、適格である旨の書面を出すことに問題ないという結論に達しました。以上です。

議長 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の説明について発言のある方は挙手をお願いいたします。特に質問はないですかね。

【質疑なし】

議長 それでは採決に入ります。議案第 58 号に賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。よって、議案第 58 号は原案のとおり、決定いたしました。

続きまして、議案第 59 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定についてを議題といたします。農業政策課に議案の説明をお願いします。

農業政策課 相澤主事 農業政策課の相澤と申します。私から議案第 59 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」の決定についてご説明申し上げます。初めに議案の訂正について説明申し上げます。本日お手元に地区調査会での訂正票と総会での訂正票、2 部お配りしております。それぞれ右上に調査会訂正、総会訂正と記載してあります。初めに地区調査会での訂正について説明申し上げます。左側から議案ページ、議案の名称、番号、訂正内容となっております。議案 1、2 ページにつきましては、件数、面積集計値の修正のため、差し替えを行いました。議案 4 ページの 6 番については渡人が旧所有者のため、住所、氏名の変更及び移転筆数を 1 筆追加による訂正を行いました。議案 9 ページの 19 番につきましては、渡人、受人の氏名の漢字表記の誤りによる修正、また登記簿書き換えに伴って面積の変更を行いました。議案 13 ページの 4 番につきましては、渡人の住所に誤りがあり訂正を行いました。

裏面に行きまして、議案 16 ページの 15 番、22 ページの 2 番につきましては、利用権設定期間の訂正を行いました。議案 23 ページの 6 番につきましては、農家創設者であるため、農家創設の加筆を行いました。議案 24 ページの 8 番につきましては、権利設定筆数の追加を行いました。議案 65 ページの 97、98 番については取り下げを行いました。地区調査会でお配りした訂正は以上となります。

次に総会訂正について説明申し上げます。右上に総会訂正と記載された資料をご覧ください。議案 2 ページにつきましては、目次の各議案ページに誤りがあったため、差し替えを行いました。訂正部分については下線部が引いてあります。次に議案 115 ページの意見聴取につきましては、後に説明します 1 件の取り下げに伴い、集計数値修正のため、差し替えを行いました。議案 117 ページの 4 番につきましては、地区調査会訂正にて 97 番、98 番の

取り下げを行った借受人が意見聴取の該当者であったため取り下げました。訂正の数が多くなってしまい、誠に申し訳ございません。議案の確認方法等を改善して訂正数を減らすように努めてまいりたいと思います。

それでは議案の説明に入ります。農業経営基盤強化促進法等議案、別冊1をご覧ください。初めに根拠法文の変更に伴い、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条について説明させていただきます。令和5年4月1日施行の農業経営基盤強化促進法等の一部の改正により、農用地利用集積計画については農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条に明記されました。その内容は、施行日から起算して2年を経過する日までの間は、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定め、再び公告ができるものとしています。同法の基本構想を掲げた市町村においては、農林水産省の定めるところにより農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとされております。

その農用地利用集積計画の要件ですが、①長野市基本構想に適合すること、②農用地の全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すること、③利用権を設定する土地について関係権利者の同意を得ていることであり、以上の要件を満たすことを確認しております。それでは、本日お配りしました第6回農業委員会総会議案訂正表、右上に総会訂正、令和5年7月31日と書かれた資料の2ページをご覧ください。所有権移転、及び利用権設定の各件数及び面積は、総件数は296件、総面積は373,769.79㎡でございます。以上につきまして、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 それでは審議に入りますが、その前に農業政策課さん、口頭で訂正が多いって言っていたけど、これは原因がなぜか分かってるんですか。

農業政策課 議長 議案の確認不足であることが一番でございます。申出人から提出されました計画書と、データでの議案での確認を少し怠っていた、甘かったため、訂正が多くなってしまいました。申し訳ございません。

議長 再発防止は大丈夫なんですか。

農業政策課 議長 確認する人を変えたりですとか、確認方法をきちんと改めて、次回から訂正数を減らしていきたいと思います。

議長 大変かと思いますが、これほど件数が多いと、私どもも何が何だか分からなくなって。事前にできるだけ正しい情報提供をお願いしたいと思います。

農業政策課 議長 そうします。すみません。

- 議 長 私のほうからもよろしく願いいたします。それでは審議に入ります。まず1の所有権移転関係について、順次、各地区調査会長から報告をいただき、質疑応答を行った上で所有権移転関係だけ単独で採決を行いたいと思います。次に、利用権設定ですが、2から5の賃貸借及び使用貸借権については一括の報告をいただきます。6の農地中間管理事業（賃借権（及び、7の農地中間管理事業（使用貸借権）につきましましては、法律改正により機構配分も一括して行うこととなっておりまして、農地中間管理機構が借り受け、要件に合致した地域の担い手等に貸し付けるものですので、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。
- なお、お手元の別紙1の案件につきましましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に該当いたしますので、関係する委員に退席していただき、審査から採決までを単独で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは初めに1の所有権移転関係の1番から19番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から1番から5番までよろしく願いします。
- 善財地区調査会長 1番から5番まで、すべて経基法の許可要件を満たしていきまして、特段問題なしという結論になりました。以上です。
- 議 長 続きまして、西部地区調査会長から6番についてお願いいたします。
- 和田地区調査会長 西部地区調査会の和田です。6番につきましましては、農業を大きくやっている方に移転するという事で、特に問題ないと考えられますので、よろしく願いします。
- 議 長 続きまして、南部地区調査会長から7番から15番お願いいたします。
- 小林地区調査会長 南部地区の小林です。所有権移転になります。7番から15番ということです。いずれも許可要件に適合しているということで、許可相当と判断いたしました。以上です。
- 議 長 続きまして、東部地区調査会長から16番から24番お願いいたします。
- 近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。いずれの案件も受人が認定農業者あるいは新規就農者、規模の大きな耕作者という中で、いずれも今後も適正な耕作が続けられると予想される案件で問題ないと判断されたものです。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。先ほどの農業政策課の説明及び、ただ今の各地区調査会長からの報告についてご発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。
- 【質疑なし】

- 議 長 それでは質疑もございませんので、採決に入ります。所有権移転関係についての採決を行います。所有権移転関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の賛成を確認いたしました。続きまして、2から5の利用権設定について一括、各地区調査会長から報告説明並びに検討結果に基づいた意見の報告及び農家創設を含めてお願いをいたします。ちなみに利用権設定関係につきましては、2の6年未満、賃貸借権が20件、3の6から10年未満の賃貸借権が2件、4の10年以上の賃貸借権が6件、5の使用貸借権が16件でございます。初めに北部地区調査会長から検討結果をお願いします。
- 善財地区調査会長 利用権設定関係ですが、賃貸借権の設定、それから使用貸借権の設定、全ての案件について許可要件に合致しているとのことで、妥当という結論に達しました。以上です。
- 議 長 続きまして、西部地区調査会長。
- 和田地区調査会長 いずれも農家を行っていけないという高齢者のものを引き継いで行うということと、あと、新たに農家創設1件あるんですけども、現実には農家を行っていた人が引き続きやっていくということです。ですので、いずれも問題がないということで判断いたしました。よろしくお願いします。
- 議 長 続きまして、中部地区調査会長。
- 北村地区調査会長 中部地区の利用権設定案件、4件でございますけども、いずれも原案どおり決定することで問題はありません。以上です。
- 議 長 続きまして、南部地区調査会長。
- 小林地区調査会長 14から16ページの番号9番から14番ということになります。12番につきましては新規就農者でして、営農計画等お聞きして、審議をいたしました。問題ありませんでした。いずれも許可相当と決定いたしました。他の9番から14番の案件におきましても、許可相当と判断いたしました。以上です。
- 議 長 続きまして、東部地区調査会長、お願いします。
- 近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。いずれの案件も更新案件がほとんどで、現在も継続して耕作が行われているものであります。また、新規のものにつきましても、規模の拡大やら、あるいは以前からの賃借を明文化された案件だということで、問題ないと判断をいたしました。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。6番及び7番の農地中間管理事業につきましては、農業政策課からの説明のみとさせていただきます。これより質疑に入ります。先ほど説明申し上げましたとおり、委員が関係する別紙1を除いた利用権設定関係について質疑、採決に入らせていただきます。それでは農業政策課からの説明、並

びに各地区調査会長からの報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。特によろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 質問がございませんので、利用権設定関係について採決を行います。議案第 59 号のうち、別紙 1 を除く利用権設定関係について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 原案のとおり全員、賛成を確認いたしました。それでは続きまして、委員が議事に参与することができない別紙 1 の案件について採決を行います。初めに 12 ページの 3 番、及び 13 ページの 4 番は●●委員が関係されますので、●●委員、恐縮ですけれども、退室をお願いいたします。

【●●委員退室】

議 長 当案件につきまして、発言のある方は挙手を求めます。特によろしいですか。

【質疑なし】

議 長 質疑がございませんので、採決に入ります。当案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可します。よろしくお願いいたします。

【●●委員入室】

議 長 以上で議案第 59 号については全て原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 60 号 農地中間管理事業の推進に関わる法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画(機構配分)の意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 議案第 60 号 農地中間管理事業の推進に関わる法律第 19 条第
相 澤 主 事 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画(機構配分)の意見
聴取についてご説明いたします。機構の配分計画については、農
地中間管理事業の推進に関わる法律第 19 条第 3 項において市町
村は必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くものと
すると規定されており、農家創設者及び市外在住の担い手の場合
は、これに該当し、意見聴取をお願いするものです。それでは別
冊 1 の 115 ページからご覧ください。また 115 ページに関しまし
ては、本日お配りした総会訂正に差し替えを行っているため、総
会訂正表の 2 ページをめくった資料も一緒にご覧ください。今
回、権利の設定を受ける人は 5 名で、賃貸借と使用貸借権で
46,752.51 m²を長野県農業開発公社が貸し付けを行うものです。

別冊1の116ページをご覧ください。番号1の●●さんは、野菜全般の栽培で若槻東条地区において農家創設をする方になります。116ページと117ページの番号2の株式会社●●は、野菜全般の栽培で赤沼地区において市内で初めて農地を借りる市外在住の担い手になります。番号3の●●さんは、水稻の栽培で川中島町今里、川中島町四ツ屋地区において農家創設をする方になります。番号4は取り下げを行いました。番号5の●●は、水稻の栽培で篠ノ井岡田地区において農家創設をする方になります。117ページから119ページの番号6の株式会社●●は、野菜全般、醸造ぶどうの栽培で信州新町日原東地区において農家創設をする法人になります。説明は以上でございます。意見聴取についてご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、農業政策課から説明がございました。それでは地区調査会長から検討結果について、農家創設を含めて意見等の報告をお願いいたします。初めに北部地区の調査会長から1番、2番についてお願いいたします。

善財地区調査会長 1番につきましては、権利取得後の面積が1,318㎡でございます。問題なし。それから2番につきましては、●●ということで、結構いろんな市町村、地域で営農をやられている法人でありまして、これも問題なしという結論に達しました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から3番についてお願いいたします。

北村地区調査会長 先ほどの7番の中間管理事業の使用貸借権の19番にあった農家創設の案件です。調査会で本人から営農計画の説明を受けましたが、現在この方は人材派遣会社を経営してるんですけど、その事業と連携して、元気な人は定年後も農業で働けるような、そういう仕組みをつくりたいというような、大変、期待が持てる内容でありますので、原案どおり決定することで問題ないというふうに判断いたしました。

議 長 続きまして、南部地区お願いします。

小林地区調査会長 南部地区、5番の●●さんですけども、以前からこの農地は借りて栽培していたようです。ちゃんと耕作しております。今回の申請によりまして取得を受けたということです。また、6番につきましては、●●、先ほど来て説明を受けましたが、かなり広範囲の取得ということで、いずれにしても許可相当と判断しております。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。農業政策課の説明、並びに地区調査会長からの報告についてご発言のある方は挙手をお願いいたします。農業政策課さん、私のほうからいいですか。

農 業 政 策 課 はい。

相澤主事 議 長 今回、経営耕地の合計を入れてくれたんだね。前回の会議で私のほうから全体の耕作面積をまとめて表示いただけるかっていうことで、今月から、今回から早速改変させていただいたということで、ありがとうございます。で、欲を言えば、これは、これだけの合計ですよ。このリストのね。

農業政策課 相澤主事 議 長 はい。

農業政策課 相澤主事 議 長 これによって例えば、累計っていうのは分かるのかな。さらにこれプラス既存の例えば農業をやってる。このお宅の農業の全体が分かる何か、ツールとしては持ち合わせてないの？

農業政策課 相澤主事 議 長 今回、議案でこの意見聴取に載せた議案の方はほとんどが農家創設の方なので、もともとの経営面積がゼロ。

農業政策課 相澤主事 議 長 ゼロからのスタートで、これだという。農地利用配分計画はゼロになるの？そうじゃない？

農業政策課 相澤主事 議 長 ゼロの方もいますし、今回、●●さんみたいに、他市町村で耕作をして耕作証明書を出したけど、長野市では厳密にゼロ・・・。

農業政策課 相澤主事 議 長 長野市では全く初めてで、これがたまたま累計だったということね。

農業政策課 相澤主事 議 長 はい。

農業政策課 相澤主事 議 長 私どもが知りたいのは、通常、見て、この人たちは実績があるなという見方をこの資料から読み取れば、さらに資料としてはベターかなというのが、私としてのこの資料に対して求めることなんです。この累計だけでなく。そうすると非常に容易に判断できるというメリットもある。ご参考までに。

農業政策課 相澤主事 議 長 ありがとうございます。

農業政策課 相澤主事 議 長 よろしくお願いします。元に戻ります。それでは皆さんがたのほうからご発言がなければ、採決に入ります。議案第 60 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認できました。よって議案第 60 号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第 61 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による「農用地利用集積等促進計画（機構配分）」の決定についての議題といたします。農業政策課から説明をお願いいたします。

農業政策課 相澤主事 議 長 議案第 61 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による「農用地利用集積等促進計画（機構配分）」の

決定について説明いたします。本計画は、既に農地中間管理機構が地権者から借り受けている農地を担い手へ貸し付ける計画になります。それでは別冊の 120 ページをご覧ください。今回、機構配分を受ける人は 3 名で、賃貸借及び使用貸借により、44,466 m²を長野県農業公社が貸し付けを行うものでございます。121 ページをご覧ください。番号 1 は●●さんが豊野町石、吉地区でりんご、ぶどうを栽培する計画、番号 2 は●●さんが篠ノ井東福寺地区で野菜全般を栽培する計画、122 ページと 123 ページの番号 3 は株式会社●●が信州新町日原東地区で野菜全般、醸造ぶどうの栽培をする計画になります。説明は以上でございます。決定いただきますよう、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今、農業政策課から説明がありました。それでは地区調査会長から検討結果について意見等の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から 1 番お願いいたします。

善財地区調査会長 　1 番、問題なしという結論にいたしました。以上です。

議 長 　続きまして、南部地区調査会長から 2 番及び 3 番お願いいたします。

小林地区調査会長 　南部地区です。2 番の●●さん、野菜全般ということで、篠ノ井東福寺で栽培されてるということです。それから 3 番ですけど、先ほどから出ています●●、こちらは醸造ぶどうということであります。いずれも許可相当と判断いたしまして。南部地区で問題ないと判断いたしました。

議 長 　ありがとうございます。これより質疑に入ります。農業政策課の説明より地区調査会長からのご説明について、ご発言のある方、挙手をお願いいたします。相澤さん、いいですかね。

農 業 政 策 課
相 澤 主 事

はい。

議 長 　122 ページ、●●さんの所の耕地面積が入ってないんだけど、これはなんで分けてるんですか。

農 業 政 策 課
相 澤 主 事

経営耕地のところですか。

議 長 　はい。

農 業 政 策 課
相 澤 主 事

この方、農家創設する方になりますので、今までの現段階で経営耕地がないということで、ゼロになっております。

議 長 　それはじゃあ、さっきの、この前に認めた数字が今回これに入るという理解ですね。

農 業 政 策 課
相 澤 主 事

はい。

議 長 　分かりました。これがだから、中間管理機構の実績がある方のみのリストということですね。それでは農業政策課さんの説明、

地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。特にいいですかね。ないようでございますので、採決に入ります。議案第 61 号を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。よって議案第 61 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 62 号 農振除外等に係る意見聴取についての議題とします。農業政策課、議題の説明をお願いいたします。

農業政策課 ありがとうございます。お疲れさまです。私のほうから、農業
豊田主査 対策課のほうからご説明させていただきます。よろしくお願ひ
します。それでは早速ですけれども、別冊 2 第 6 回農業委員会総会
議案、農振除外等に関わる意見聴取についてをご覧くださいませ
うでしょうか。では、まず別冊 2 の 1 ページ、軽微変更案件受付表
ががございます。今回の農業振興整備計画の変更は軽微変更の 1 件
になりますので、よろしくお願ひいたします。それでは資料 2 ペ
ージをご覧ください。軽微変更番号 1 です。申出地は屋島●●で
地目は畑。軽微変更面積は 296 m²のうち、117.5 m²になります。
関係する土地改良区はございません。土地改良事業等の実施もご
ざいせん。農地法につきましては、農用地区域内農地におきま
す農業用施設のため転用見込みがあり。開発許可につきましては
は、建物がありませんもので許可不要となっております。

除外 5 要件につきましてですが、①から④までは要件を満たし
ていることを確認しております。⑤につきましては軽微変更の場
合、変更後も農業の用に供することから、土地改良事業の完了か
ら 8 年未経過の要件を満たす必要がないことから、要件から除い
ております。

続きまして、下記の内容説明になります。事業計画者の●●氏
は屋島で田畑を 2,106 m²ほど耕作しており、耕作地に近い申出地
におきまして、農振地域の農業維持に必要な農業用機具置場及
び、堆肥やユンボの積み下ろし作業スペースを設置するため、申
し出するものでございます。次ページ、3 ページでございます。
申出地位置図がでございます。次ページ、4 ページには配置図、そ
の裏、5 ページの求積図があります。6 ページに、現況写真を添
付しておりますので、ご参考にご覧ください。軽微変更につきま
しての説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひしま
す。

議長 ただ今、農業政策課から説明がありました。それでは地区調査
会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見をお願いいた
します。北部地区調査会長から、軽微変更 1 番についてお願ひい

たします。

善財地区調査会長 本件につきましては、説明のとおり、農業維持に必要な農業用農機具置場及び、堆肥やユンボの積み下ろし作業スペースということでありまして、いわゆる土建業者のやるようなものであれば、軽微変更ではいけないんですが、ここに記載のとおり、先ほどの事務局の説明のとおり、農業維持に必要な施設ということでは軽微変更したいということでありまして、問題なしという結論になりました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。農業政策課の説明、並びに地区調査会長からの報告について、発言のある方の挙手を求めます。特にありませんかね。

【質疑なし】

議 長 それではないので、採決に入ります。軽微変更 1 案件につきまして、相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員賛成を確認いたしました。よって議案第 62 号の軽微変更については相当と決定し、長野市長に意見書を提出いたします。

続きまして、議案第 63 号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 63 号 非農地決定につきましてご説明申し上げます。農地法等の議案本冊の 17 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番から 21 ページの 97 番まででございます。非農地決定でございますけれども、農地利用状況調査で山林・原野と判断されました農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届きまして、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行いたします。この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映させることでございます。また、農地所有者は送付されました非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を行うことができます。21 ページに面積の集計を載せてございます。今月ご決定いただきますものは山林が 30 筆で、面積は 8,913.29 m²、原野が 67 筆で、面積は 29,549.45 m²、合計で 97 筆、38,462.74 m²でございます。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました。これより質疑に入りますが、当案件につきましては、お手元の別紙 1 のとおり、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に該当いたしますので、関係する委員については退席をしていただき、審査から採決まで単独で行いたいと思います。それでは、委員が関係する別紙 1 を除いた非農地決定について、発言のある方は挙手をお願いいたしま

す。特によろしいですか。

【質疑なし】

議 長 ないようでございますので、議案第 63 号のうち、別紙 1 を除く非農地決定について、原案のとおり決定することに賛成の方に挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認いたしました。
続きまして、委員が参与することができない別紙 1 の案件について質疑、採決を行います。19 ページの 60 番は●●委員が関係しております。ご退席をお願いいたします。

【●●委員退室】

議 長 それでは称津委員が関係する非農地決定案件について、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。いいですかね。

【質疑なし】

議 長 それでは質疑がございませんので、採決を行います。当案件について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の方の賛成を確認いたしました。●●委員の入室を許可いたします。

【●●委員入室】

議 長 ●●委員さん、ご協力ありがとうございました。以上で議案第 63 号については全て原案のとおり決定いたしました。3 時過ぎていますけれども、報告事項だけ終わらせて休憩に入りたいと思いますので、もうしばらくお時間を頂戴します。

続きまして、報告第 17 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 18 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について及び報告 19 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 アール未満）の届出について、事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 報告第 17 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出につきましてご説明申し上げます。23 ページをご覧いただきたいと思えます。番号 21 番から 25 ページ 29 番までの 9 件でございます。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化区域内農地につきましては、あらかじめ農業委員会に届出をすればよいということになっております。4 条の転用届となり、自己転用、いわゆる農地の移動を伴わない転用届でございます。いずれも市街化区域内の農地の届出で内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等特に問題なく事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして報告第 18 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定によ

る届出につきまして、ご報告申し上げます。27 ページをご覧ください
だきたいと思います。番号 33 番から 33 ページの 58 番まで、26
件でございます。同じく市街化区域内の届出でございます。5 条
の転用届というようなことで、農地の権利移動を伴う転用届にな
ります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等
に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しております
ので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第 19 号 農地法第 4 条の規定による農業用施
設（2 アール未満）の届出についてご報告申し上げます。35 ペ
ージをご覧くださいだきたいと思います。番号 1 番から 4 番までの 4 件
でございます。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設
に用する敷地面積が 2 アール未満で、条件に当てはまる場合は農
地法の許可が不要で、農業委員会への届出を提出していただい
ております。内容につきましては記載のとおりでございます。書類
等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理してござ
いますので、ご報告申し上げます。以上、報告案件の 3 件につ
きまして、ご説明をいたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今事務局から報告第 17 号、第 18 号及び第 19 号について
説明がありました。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
特によろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 では、報告案件でございますので、ご了解をいただきますよう、
よろしくお願いいたします。

続きまして報告第 20 号 農振除外に関わる意見聴取（補足）に
ついてですが、先月の総会におきまして、議案第 51 号として農
振除外に関わる意見聴取を行い、条件付きで農振除外相当と決定
いたしました 8 番の産業用地開発につきまして、本日あらためて
関係部門からの補足説明があります。商工労働課
よりご説明をお願いいたします。

商 工 労 働 課 商工労働課の堀内と申します。よろしくお願いいたします。座って。

堀 内 課 長 補 佐
議 長 お願いします。

商 工 労 働 課 今、会長のほうからお話ありましたように、先月の第 5 回の農
堀 内 課 長 補 佐 業委員会の総会で大豆島地区の産業用地の開発についてご説明
させていただきましたけれども、その際、会長のほうから地権者
の方の代替地の状況等についてご質問いただきまして、その場
でお答えできませんでしたので、本日この場をお借りしてご説明
させていただきます。今、お手元にお配りした報告第 20 号を
ご覧いただければと思います。1 枚目は大豆島代替地購入希望
状況という一覧表がございます。個々の地権者の方の細かい部分につ

次に交渉中って書いてある方が2名いらっしゃいますけれども、このかたがたについては、一応、場所や価格面はある程度、決まってるんですけれども、今現在、交渉中ということになります。次に候補地検討中という方が3名いらっしゃいますけれども、このかたがたにつきましてはまだご希望の代替地が見つかっていない状況で、現在、候補地を探していらっしゃるというかたがたになります。一応、全部で10名中5名の方がまだ代替地決まっていない状況でございますけれども、何とか年内中、遅くても年度内にはご希望の代替地を確保するよう、現在、開発事業者と長野市のほうで協力して進めている状況でございます。2枚目以降に参考に図面を付けておりますけども、1枚目の農振農用地地図（開発該当地）という図面につきましては、代替地を希望されているかたがたが、今回、大豆島の開発区域の中で持っている場所を示しております。2枚目以降につきましては、取得を希望している代替地の場所を示しているものになりますので、参考にご覧いただければと思います。

議長　　ご丁寧な資料を含めて、情報提供していただき、ありがとうございます。これが欲しかったんです。

議長　もちろん、私ら保持するつもりはありません。こういう情報が事前検討にあって、農業委員会本来の仕事ができるんです。そうでなきゃ農業委員会の仕事できませんので、今後くれぐれも、事前検討の段階でこの情報提供をお願いしたいというのが、私からの要望です。

30

堀内課長補佐
議

委員の皆さんのほうからこの内容につきましてご質問等ございましたら、お願いいたします。

いずれにいたしましても、最終的に農地法の処理が終わるまで、まだ時間もございますので、その時点までに状況が変われば変わったということで情報提供していただいていい？

商工労働課
堀内課長補佐
議

そうですね。

最終的には農地法の結論が出るときは、全て決定したという形でお願いしたいです。

商工労働課
堀内課長補佐
議
阿部委員

やりたいと思います。

そうじゃないと次のステップ進めないから。阿部委員どうぞ。よく分かんないんだけど、地権者と売り主と違うっていうのは、普通、一緒じゃないの？

商工労働課
堀内課長補佐
阿部委員
商工労働課
堀内課長補佐
議

この売り主さんっていうのは代替地を提供していただく方になります。

そういうことね。

そうです。すみません。分かりづらくて申し訳ないです。

よろしいですか。他いかがですか。ありがとうございます。いずれにしても、これにつきましては追加という形で情報提供いただきましたので、基本的には先ほどご説明あったとおり、変化があれば順次、共有をさせていただくという見解でございますので、それを前提にこの案件については了解をしていきたいということに思いますけど、よろしいですかね。じゃあ、そういうことで、この農振除外の案件についてはご了解いただくということで、確認をしたいというふうに思います。なお、この代替地の資料は、今日回収するという前提で。

商工労働課
堀内課長補佐
議

すみません。

よろしいですかね。それはご了解いただきたいと。商工労働課さん、ありがとうございます。

商工労働課
堀内課長補佐
議

すみません。ありがとうございます。

引き続きよろしくお願いします。ご苦勞さまでございました。まだ議案が残っていても、農地法関係の議案はひと通り終わりましたので、この時計で3時25分再開ということで、ただ今より暫時、休憩に入りたいと思います。休憩に入ります。

【休憩】

議 長 それでは会議を再開いたします。続きまして議案第 64 号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書についてを議題といたします。それでは事務局から本案件の説明をお願いします。

笠井事務局長補佐 事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第 64 号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書について説明をさせていただきます。資料につきましては本日お配りしました、A3 の資料 1-1、A3 の同じく資料 1-2、この 2 部セットでございます。ご覧いただきたいかと思えます。

本件につきましては、7 月の地区調査会におきまして、委員の皆さまにご説明をしてきた内容でございます。A3、1 枚の紙が意見書の言葉の部分、そして A3 のホチキスでとめてある、1-2 という資料が提言の内容でございます。

今後の流れでございますが、資料 1-1 の全文を修正するとともに、提言、意見を資料 1-2 の中から取りまとめて、意見書の案を作成し、8 月の役員会、そして地区調査会でご審議いただき、8 月の総会で議決をいただきたいと考えております。なお、作成に当たりましては、地区調査会長の皆さまのご意見を基に作成したいと考えております。説明は以上でございますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明ありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。農業委員さん、推進委員さんから出された意見書の提案、具体的な意見、それが A3 の資料で、既にお配りになっておりますけれども。結構、幅広い内容になっておりますけれども、委員の皆さんがたのほうで、ある程度また、集約させていただきながら、それぞれの調査会で、集約を前提とした報告をお願いしたいというふうに思えます。それぞれ、どれ一つとっても非常に重要な、特にご本人からすれば、切実な思いというふうに思えますけれども。

限られた当然、時間とか財源がございますので、ある程度、集約し、皆さんの総意をまとめて行政のほうに提出していきたいということでございます。内容は見ていただければ分かりますね。どういう内容か、そこら辺に対する提案理由、どうだという。

じゃあ、あらためて、本日の段階ではこの内容確認と、今後の方向性について確認をさせていただくということで、次のステップとしては、各地区審査会であらためて、そのとおりにしたいというふうをお願いしたいと思います。この案件については皆さん、特にご意見なければ、継続審議案件という形で処理していきたいと思えますので、よろしいですか。

声が小さいですけれども、同意いただいたというふうに、継続審

議案件とさせていただきます。それでは次にいきます。続きまして議案第 65 号 管外視察研修についてを議題といたします。事務局から本案件の説明をお願いいたします。

駒 村 係 長 事務局の駒村です、よろしくお願いします。私からは、議案第 65 号 令和 5 年度管外視察研修について説明させていただきます。資料は 2 をご覧ください。説明は着座で失礼いたします。

こちら詳細は 7 月の地区調査会で説明させていただきました。今年度の概要ですけれども、期日は 10 月 12 日木曜日、参加者は農業委員、農地利用最適化推進委員の 23 名でございます。視察先は、千葉市の幕張メッセで開催される農業 WEEK を計画しています。農業 WEEK は、農業・畜産の総合展示会、農業資材、スマート農業製品などを扱う企業が出展し、出展製品を実際に見て、試して比較検討したり、製品の詳細をその場で質問・相談することができます。

またスマート農業などのセミナーも開催され、業界最先端の情報を得ることができるというものになります。日程につきましては、裏面の行程表のとおり予定しております。説明は以上となりますが、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局から説明がございました。この内容につきましてご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。原案では東京駅から幕張メッセまでバスで行く予定にしたんですけども、この時期、非常にバスが混んでる、バスが確保できないということで、ちょっと東京駅で京葉線まで距離ありますけども、若い農業委員さんですから、大丈夫でしょう。それぞれ全て電車ということで、内容を変更しますんで。ご了解いただきたいと思います。次回の調査会にまとめるということでいいですね。

駒 村 係 長 はい。参加者を選出していただく予定であります。

議 長 農業委員さん、それぞれ調査会までに、調査会で結論出るように、人員調整を含めてお願いをしたいというふうに。貴重な管外研修でございますので、空席のないように、できればわれ先に、先に応募しなきゃ参加できんという事前 PR をお願いしたいというふうに思います。

小 池 委 員 ちょっといいですか。

議 長 どうぞ。

小 池 委 員 私、以前これ 2 回ほど行ったことあるんです、個人的に。これ視察行くの 4 時間ですよ。さらっと見てくるっていうだけですよ。もったいないと思うんですけど。私、個人的に行ったときには、2 日ぐらい見てちょうどよかったんですが。それを 4 時間でっていうのは、本当に視察になるのかどうかと思います。ここに行くんだったら、せめて 1 泊はしないと面白くないっていう

か、視察にならないんじゃないかと思います。

議 長 小池委員、貴重なご意見ありがとうございます。事務局から何かあります？コメント。

笠井事務局長補佐 そうですね。このとき、この農業 WEEK は3日間、開かれています。ただ、10月は農業繁忙期ということも考えまして、委員さんのことも考えまして、1日というような計画を立ててしまっておりまして、貴重なご意見で参考にしたいところなんですけれども、できましたらこのとおり、1日の日帰り、なるべく見て、あと講習会もありますので、そのところで詰め込む形にはなりませんが、実のある研修にしていきたいかと思います。1日でと考えております。

小 池 委 員 ちなみに関東は幕張でやるんですけれども、10月にあるんです。関西もあるんですよ。これは確か4月だか3月だったと思います。これも私、行ったことあるんですけれども、どちらかというと農業を始める前なので、関西のほうが行きやすかったけれども。一応、参考に。

議 長 小池委員さん、ありがとうございます。いずれにしても、膨大な展示、私も幕張は何回か行ってんですけど、膨大なスペースの中でやりますので。どこのブースへ行ったら何が見られるかという資料を事前に入手したい。例えばコンバインは俺はぜひ見たいということであれば、まず幕張着いたら駆け足で、コンバインのブースに飛んでくというような、やっぱりテクニックもある程度必要なんです。

そういう面で、事前のできるだけ資料提供を、参加される方に配布することによって、効率の良い見学できるんじゃないかというふうに思いますんで、その辺も事務局、大変ですけど、ご配慮いただければありがたいと思います。

今、小池委員さんの言われた内容については、今後の計画立案に参考にさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。他、いかがですか。よろしいですか。そうしましたら、この内容で実施するということに対して、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。いろいろコメント付きでございんですけども、この内容で実施するということで、事務局、大変ですけども段取りをよろしくをお願いいたします。ありがとうございます。続きまして、議案第66号 農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の随時見直しについてを議題といたします。それでは、農業政策課から本案件の説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 農業政策課の神田と申します。私のほうから農業経営基盤の強

神 田 課 長 補 佐 化の促進に関する基本的な構想の随時見直しについて説明させていただきます。資料でございますけれども、縦書きのカラー刷りのパワーポイントで作ったもの、この横版の細かい字で書いてあります。新旧対照表をご覧になっていただければと思います。着座で失礼させていただきます。

それでは資料、この縦書きのカラー刷りのほうを中心に、ご説明させていただければと思います。ちょっと時間の関係もあって、早口になってしまうかもしれませんが、ご了承いただければと思います。

本日は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の随時見直しについてご説明させていただきますけれども、この見直しに当たりましては、農業委員さんの同意が必要でありますので、ご説明後にご同意にご協力いただきますよう、何とぞご理解いただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、このパワーポイントの資料1の、基本構想の概要でございますが、この基本構想というものは、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、県が策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即して、効率的かつ安定的な農業経営の目標や、農用地の利用集積目標等を定めたものでございます。

なかなか、ちょっとなじみのないものかと思われるかと思いますが、代表的なものといましては、効率的かつ安定的な農業経営の目標として、認定農業者の基準であります。年間所得目標 500 万円、それから年間労働時間 2000 時間などが代表的なものとしてございます。

この基本構想の計画期間ですが、現行のものは令和2年9月に作成されております。県の基本方針は令和元年 10 月から令和6年度までとされておりまして、市の基本構想は県の基本方針の期間について定めるとされておりますので、おおむね同期間の計画期間というふうになっております。

今回、この構想の見直しということでございますけれども、見直しの種類として、おおむね5年ごとに行う定期見直しと、それから法改正が行われるたびに行います、随時見直しがありまして、今回は随時見直しを行うというものでございます。

次、下の段の2の基本構想の見直しについてをご覧ください。見直しの概要といまして、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正法施行を踏まえまして、令和5年6月に県の基本方針が見直されております。市の基本構想は県の基本方針の改定に合わせて見直すこととされているため、今回、県のほうから各自治体に見直しをするよう通知が来ております。

なお、国の改正附則において、旧基本構想は6カ月の経過措置期間しかないというふうにされておりますので、令和5年9月末までに、新たな基本構想を策定しなければならないというふうにされておるものでございます。

主な見直し事項ですが、基本構想で定めるべき事項は、法律でこの囲みの中の6項目というふうに定められておりまして、今回はこの、赤字で下線を引っ張った部分を追加しなさいというようなものでございます。

内容としては、おおむね地域計画、新設されましたけれども、この地域計画に係る事項の追加ということになります。一番下の段の黄色の囲みをご覧ください。今回の随時見直しでは、法改正に係る内容、主に地域計画に関する内容を中心に見直すというふうにいたします。法改正に伴う、言ってみれば機械的な追加作業であることを、まずご理解いただければというふうに思っております。

なお、県からの通知では、認定農業者に係る所得目標ですとか、あるいは経営指標、集積目標は来年の令和6年度の、定期見直しで見直す予定だというふうに通知されておりますので、こういった点につきましては来年度以降、皆さまにあらためてご議論いただければというふうに思っております。

資料、次のページの3、スケジュールをご覧ください。6月21日に県のほうから通知が来ておりまして、その後7月12日の農業委員会役員会におきまして、この点、事前の説明をさせていただいております。

また、7月18日には農業振興審議会が行われておりますけれども、この席上で、見直しが必要になるということをご報告させていただいております。本日、7月31日になりますが、農業委員さんにご説明に上がっております。

また、農協さんの同意も必要になるということでございますので、三つの農協に対しては依頼の文書を出しておりまして、既にご回答いただいている農協もでございます。この後、来月に、県へ協議書を提出いたしまして公告を経て、期限までに見直し作業を完了したいというふうに考えております。

次の4の基本構想、主な見直し事項をご覧ください。まず全体には、申し上げておりますとおり、人・農地プランから地域計画への移行に伴う、このような見直しが主なものになっておりますので、人・農地プランと記載されていたものを、地域計画に修正するという作業が一番になっております。併せて、人・農地プランに掲載された農業者のことを、中心経営体というふうと呼んでおりますけれども、この人・農地プランが地域計画に移行いたし

まして、この概念もなくなってしまうということから、県の基本方針に合わせ、中核的経営体へ修正しております。

その他、細かい部分のダイジェストということで、以下に記載させていただきました。一応、ちょっと細かい部分も申し上げますので、この新旧対照表も併せてご覧になっていただければと思いますけれども、まず5ページになりますが、第1、農業経営基盤の強化の促進に関する目標のうち、今後の農業の基本的な方針で最新の、2020年農林業センサスの結果から、各種数値を修正しております。県の指導もございまして、次の定期の改正で見直そうと思ったんですけど、ここもやりなさいということでしたので、改正させていただいております。

次に、新旧対照表の15ページからになりますが、第3、農業を担う者の確保及び育成に関する事項、これは新設としてご覧の事項を加えております。1の農業を担う者の確保及び育成の考え方として、農業を担う人材を確保するため、多様な人材の積極的な誘致に努めると。それから人材の育成につきましては、認定農業者制度の認定を受けた者に対する支援制度を活用するとともに、農業農村支援センター、農協等と連携した、研修指導や相談、対応に取り組めますというふうにさせていただきます。

2の、市が主体的に行う取り組みとして、充実した就農関連情報の発信や、農業体験者の受け入れ等を通じて、市内外からの就農と、希望者誘致に積極的に取り組むというような書き方をさせていただきます。

3の関係機関との連携、役割分担として、農業政策課ですとか農業委員会。農業委員会につきましては、新規参入希望者からの相談を受けて、農用地等に関する情報提供、現地調査等を行わせていただきまして、その他、農業研修センター、次の16ページいっていただきまして、農地中間管理機構、長野市農業公社、それから農協、農業農村支援センターとして、各役割を記載させていただきました。

一番最後の段落4の、就農等希望者のマッチング、及び農業を担う者の確保育成のための情報収集、総合提供として、長野市はホームページでの発信に加え、長野県が運営する就農支援ポータルサイト、デジタル農活信州を通じて発信すると。また就農希望者に向けた対面やウェブによる就農相談会の開催、農業体験の受け入れ等を実施しますというふうにさせていただきました。

続きまして17ページになります。17ページの第4、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する、農用地の利用集積に関する目標。その他、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項については、地域計画策定を通じた農用地の集団化、集約化に係

る考えを追記するという事で、17 ページ一番下の段、一番下の欄にございますが、担い手の育成に加え、農業委員会、農業公社、農協、農業農村支援センター、土地改良区、長野市等の関係機関が連携した地域計画の策定により、団地面積の増加、及び担い手への農用地利用を促進しますというふうにさせていただきました。

そして最後に新旧対照表、19 ページになります。第5の、農業経営基盤強化促進事業に関する事項であります。これは地域計画の協議の場の設置方法ですとか、地域計画の風紀の基準などを定めるため、これも新設された項目でございます。

19 ページの下の方のほうは赤字で書いておりますけれども、法第18条第1項、すなわち地域計画の協議の場の設置ということで、設置時期等につきましては農繁期を除いて設定すると。それから開催に当たっては地区回覧や長野市ホームページ等に加え、関係機関による周知を図りますというふうにさせていただいております。それから参加者につきましては記載のとおり、農業者、農業委員会ははじめ関係機関を記載させていただいております。

次の20 ページにまいりまして、協議すべき事項として、当該地区における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域、その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項等を協議するとさせていただいております。

相談窓口の設置ということで、この協議の場等への対応として、農業政策課に相談窓口を設置するというふうにさせていただいております。次、(2)の地域計画の区域の基準ということで、これは人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、33区域を設定するというふうにさせていただいております。

(3) その他でございますが、長野市は地域計画の策定に当たって、農業委員会、その他、関係団体と連携しながら、適切な進捗管理を行うというふうにさせていただきました。あと、細かい部分ですが、利用権設定等促進事業に関する事項として、法改正に伴う農地中間管理事業への統合と、それから移行期間措置について記載を追加するとともに、農地中間管理事業へ移行したことを踏まえまして、農地利用集積円滑化事業に関する事項は削除させていただいております。

その他、ちょっと誤字脱字等が散見されておりましたので、その所も気付いた範囲で修正をさせていただいております。説明が早口で恐縮でございましたけれども、今回の随時見直しは主に法改正に伴い、人・農地プランに変わって、地域計画の内容を反映させるという作業でございます。

おおむね実のところは、県のほうから示された文例を参考にし

て修正させていただいて、というような内容でございます。この点、何とぞご理解いただきまして、ご同意いただければ幸いですのでよろしくお願いいたします。私のほうからは以上でございます。

議

長 ありがとうございます。農業経営基盤の強化の促進に関する、基本的な構想の随時見直しにつきまして、農業政策課から説明していただきました。事前に資料、お配りをしてます、新旧対照表をお送りしてはありますが、今回たまたま審議会やったら、ちょっと高齢者の方が字が小さくて見えないとご指摘があって、わざわざ A4 で今回配っていただきました。ありがとうございました。

この内容、熟読しますと非常にいい内容、体系的にもきちっとまとめられている内容でございます。先ほど、神田補佐からも説明あったように、法律の改正に伴う見直し、県の見直し要請ということも含めて、コアとなる部分についてはまた、あらためて来年見直そうと、お願いしますというご説明をいただきました。そういった面で、皆さんのほうに事前に資料をお配りしましたので、この際、ご質問なりご意見があれば、ご提案なり、ご発言をしていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

駒村委員
議 長
駒村委員

いいですか。

どうぞ。

この農業を担う者の確保及び育成に関する事項っていうの、項目作っていただいて、非常にありがたいことだなと思います。これぜひ、それに伴ってまた活動というか、行動というかやっていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

農業政策課
神田課長補佐
議 長

ありがとうございます、参考にさせていただきます。

ご意見として、われわれのほうで承って、お願いします。他、いかがですか。よろしいですか。それではこの会議といたしましては、この内容でお願いしますという意味で確認を取りたいというふうに思っております。

質問が出尽くしたということで、採決に入りたいと思います。議案第 66 号について原案のとおり決定するように賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議

長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。よって議案第 66 号 農業経営基盤の強化促進に関する基本的な構想の随時見直しについては、原案のとおり決定いたしましたので、お願いいたします。ありがとうございました。

以上で本日、予定をいたしました議事が全て終了いたしました。この段階での議案として、皆さまがたのほうからご発言があれば。ありがとうございます。本日の予定いたしました議案、全て効率よく終了することができました。審議の進行にご協力いただきましてありがとうございます。司会に戻します。

曾根会長代理 青木会長、議長の任、大変お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に8のその他に移ります。本日、議事全体を通して皆さまからご意見等ありましたら挙手をお願いします。

清水委員 清水です。先般、新規参入の農家創設の方の審査に行きまして、そのときにいろいろ、ちょっと話をしたんですが、農業荒廃地、あるいは遊休農地ございますが、それが草ぼうぼうで。買い増しをしたいような話があったので、ちょっとご案内をしたのですが、こんなに草生えてれば大変で駄目だというような話があって。前に農業公社、農業委員会だったか、懇談会だったかで、前市長のときに、嫁に出すんなら若干お化粧をして、それで嫁に出さないと、嫁にもらい手がねえよというようなご発言があって、これは青木会長も多分、ご存じかと思うんですが、そういう意味で前市長、農業公社の理事長でもありましたが、ちゃんと予算立てをして、若干お化粧してやれと、おっしゃるとおりだというような話がありまして。そんな経過をたまたま存じておりましたので、農業公社のほうに話をしたところ、そんな予算はねえよという話がありました。

それで、そんな予算がなかったら、中間管理機構、すなわち県のほうから予算ぶん取ってこいという話をしましたら、とてもとても。以前、経験では、農業開発公社のほうに行って、こういうふうな中間管理の面積、長野市としては達成するよう努力するんで、予算を頂戴というような話をしてもらってきた経過がございます。そんなことも含めて、県のほうから、県とか国というか、そちらのほうから予算をもらうことと、やっぱ市独自でお化粧をさせるための若干の費用、草刈りの費用ぐらいは確保するような、農業委員会としても要望を出して、遊休農地ないしは荒廃地を解消する努力を、要するに協力をしていただきたいと、こんなふう思うんですが、よろしくお願いします。

青木会長 よろしいですか。清水委員、ありがとうございます。要は、中間管理機構へ貸し出すにしても、やはり荒れたままの農地をそのまま、新しい就農者の方にお貸しするのはやっぱり、エチケットに反するんじゃないかということですよね。

清水委員 エチケットと言うよりもやっぱし、見に行ったら、借りたいと思わないんです。少しきれいになってりゃ、ほんならいいなとい

うような。

青 木 会 長 今、二つのパターンがあって、大体的場合は当然、当事者同士での話し合いで、借りる人が当事者に対して、何とかもうちょっと、きれいにしてよこせって言うんだけど、中間管理機構の場合は当然、機構の中に入るから、どうしても機構がそこまで手を加えるかどうかというのは、機構裁量による状況だったんです。

だから本来であれば当然、機構がお化粧をして、新しい、いわゆる担い手さんに渡すというのが一つ。これもやっぱりエチケットじゃないかということです。

清 水 委 員 いけなかったら地主さんと折半とか、あるいは地主さんと交渉して。やっぱり少しはこうやって、要するに双方、努力してもらわなきゃいけない。双方ってよりもむしろ、貸し手のほうは努力してもらわないとやっぱり、これは駄目だと思うんだ。

青 木 会 長 私の事例でも、逆に新規の就農者、これはもういらないって言われたんです。なぜかと言うと、例えばりんごの木を切ったままで、根っこ残ってる。そうすると、単純にビーバーで草刈りだけというわけいかないと、例えば重機持ってきて根っこ抜かないと、畑として再生できねえというようなケースもやっぱり耳にしていることは事実ですよ。じゃあその費用をどうするんだと、正直、私の場合は今、やってるのは、国の多面的機能の制度を導入してるところは、たまたまそういうお金があるから、そのお金を使って、要はその金で抜根して、渡そうかというようなことはやってんですけども。

言われたとおり、いわゆる県内市内で絡む補助金っていうのは今のところないんですよ。分かりました、私も県のほうに出ていろいろと今、特に県の中間管理機構では、一応評価委員になってますんで、一度、具体的な形でちょっと動いてみたいと思います。

清 水 委 員 抜根するほどのこともなく、畑になっていて、それで早く言うと、草刈りをしていけなかったらトラクターで1回起こせば、それは借り手も付くと思うんです。昨日、テレビで、さかさま不動産。やっぱり、それと同じような発想でやらないと駄目だと思うんです。

青 木 会 長 一度また、公社さんともちょっと話をしてみて、専務なり局長ともう一回話してみて、必要に応じてまた県のほうに、機構のほうに話ができるのであれば、ちょっとしたいと思います。取りあえず預からせてください、お願いします。

清 水 委 員 それともう一点いいですか。関連して今、長野市農業公社が下請けやってる。灌水。水の件。灌水の件で、農業委員会のほうにもちょっと相談したんです。要するに中間管理機構が借りて、そ

れで借り手が作っているんですけど、水の問題が困ってんですよという話、たまたま、こないだ畑に行ったら借りてる方おっしゃって。地主と話をして地主が中間管理とか、要は地主が灌水代を払ってくれば良いというような話なんだけどってことなんです。本来なら、やっぱ中間管理機構、農業公社あたりがしっかり話をしてあげるべきではないかなと思う。一緒にでもいいんだけど。ただ、借り主と地主任せになっているみたい。だって現実には中間管理機構が借りて、地主のほうは借り手のことは知らないわけです、現実には。知ってることは知ってるんだけど。だから借りてしまってから、水道は通ってんですよ、灌水の。それが使えない。タンクに水をくんできてやってんだけど、焼け石に水だと。そこら辺は、そういう相談を受けたんだけど、どうしたもんかな。

青 木 会 長 いくつかの地区でもやっているんですけど、土地改良事業でそういうものをやり始めたんですよ。ところが、ある程度、時間たってきて、農業離脱する方がおって、当然、機能としては全く使われてないと。逆にお荷物になっているというようなところもあるようですよね。そうかと言って、あくまでも土地改良事業で、事業としてやっていることなんで、あまり農業委員会としても、それに入り込むことは難しいというふうに思うんです。

基本的には、地権者と土地改良組合との、まず相対の話の中でどうするかということなので。非常に軽率な動きはできないんだと思っているんですけども。どないしたもんかなと思いますけど。当然、お金がかかる問題、出てきますしね。

清 水 委 員 お金は払ってもいいような話なのだけど。だから長野市農業公社が、もう少し親身になって、地主のほうと借り主のほうと、話をうまく調整してもらったほうがいいんじゃないかなと思うけど。

青 木 会 長 それもあくまでも中間管理機構を通しての貸借の場合ということですか。

清 水 委 員 そうです。

青 木 会 長 あくまでも。

清 水 委 員 相対は分かる。

青 木 会 長 いや、それはそうです。ちょっと検討課題ですね。難しい……。

清 水 委 員 そういうのを、やっぱし逆に言ったら、県の公社、すなわち下請けやってる、農業公社のほうへ、もうちょい親身になってやれっていうふうなことをお願いしたほうがいいんじゃないかと思うんです。

青 木 会 長 ご意見として、お伺いしておきます。今日のところは。

曾 根 会 長 代 理 よろしいですか。他に。じゃあ、なければ最後に事務局から、

今後の日程について説明をお願いします。

笠井事務局長補佐 次第をご覧いただきたいと思います。次第の一番下の所に、今後の日程ということで、8月の総会を記載させてございます。8月31日の木曜日、午前10時から正午まで会議室141、第1庁舎の4階になります。これまで、大変申し訳ございません。8月31日の午後、いつもどおりの時間で予定しておりましたが、都合がつかなくなりまして、午前10時から正午までの2時間の中で総会を開催させていただきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。時間が変わっておりますのでご注意ください。

続きまして裏面をご覧いただきたいと思います。下の段の、今後の会議等の日程一覧でございます。5番、6番、7番が新規で記載させていただいております。5番につきましては、令和5年度熊本県農地利用最適化推進大会ということで、会長が8月31日の日に熊本県に行く予定でございます。

6番は第7回の役員会、9月12日の火曜日。7番でございますが、第8回の総会、令和5年9月29日の金曜日、午後1時半から午後4時まで、会議室は203で今日と同じこちらの会場になります。皆さんも大変お忙しいところでございますけれども、日程の確保についてご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

曾根会長代理 ありがとうございます。では以上で第4回の総会を終了いたします。長時間にわたりまして、ありがとうございました。